告示

○内閣府告示第百七号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の三第八項の規定に基づき設置した東北地方太平洋沖地震緊急災害現地対策本部は、平成二十八年三月二十九日をもって廃止したので、同条第九項の規定により準用する同法第二十五条第八項の規定により準用する同法第二十四条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

○財務省・農林水産省告示第十二号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）の施行に伴い、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　森山　裕

第一　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日財務省・農林水産省告示第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び民間研究促進業務」を削る。

第一条中「。以下「研究機構法」という。」及び「及び民間研究促進業務（研究機構法第十四条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）」を削る。

第二条中「及び民間研究促進業務」を削る。

第二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準（平成二十二年十一月二十六日財務省・農林水産省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び民間研究促進業務」を削る。

第一条中「。以下「研究機構法」という。」及び「及び民間研究促進業務（研究機構法第十四条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）」を削る。

第二条中「及び民間研究促進業務」を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　第一の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の規定及び第二の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準の規定は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の行う独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律附則第六条第一項に規定する特例業務について準用する。

○農林水産省告示第八百八十四号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）の施行に伴い、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

農林水産大臣　森山　裕

第一　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十号」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「附帯する業務」の下に「並びに同条第三項から第五項までに規定する業務」を加える。

第二　国立研究開発法人水産総合研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

第一条中「国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」に、「センターが」を「機構が」に改める。

第二条中「センター」を「機構」に改める。

第三　次に掲げる告示は、廃止する。

一　独立行政法人種苗管理センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十号）

二　独立行政法人水産大学校が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十二号）

三　国立研究開発法人農業生物資源研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十三号）

四　国立研究開発法人農業環境技術研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十四号）

第四　昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十八号（検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

第一号㈢中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、「業務」の下に「（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第三項及び第四項に規定するものに限る。）」を加える。

第五　種馬鈴しよ検疫規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号イ中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

別記様式中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第六　昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正する。

附の二中「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「同表」を「同表の」に改める。